

相模原市監査基準

平成 29 年 3 月 29 日監査委員訓令第 1 号
改正 令和 2 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号
改正 令和 6 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号
改正 令和 7 年 1 月 31 日監査委員訓令第 1 号
改正 令和 8 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号
改正 令和 8 年 9 月 4 日監査委員訓令第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 一般基準(第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 実施基準(第 9 条―第 20 条)
- 第 4 章 報告基準(第 21 条―第 26 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)
第 198 条の 3 第 1 項の監査基準として、法、地方公営企業法(昭和 27 年法律
第 292 号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に關する
法律(平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき監
査委員が行うこととされている監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)並
びにその他の行為について、監査委員のよるべき基本的事項を定めるものとする。

(監査等及びその他の行為の目的)

第 2 条 監査等及びその他の行為は、本市の行財政運営の健全性及び透明性の確保
に寄与し、並びに事務の管理及び執行等について、法令(条例、規則その他の規
程を含む。第 7 条第 1 項及び第 22 条第 2 項において同じ。)に適合し、正確
で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政
への信頼確保に資することを目的として行うものとする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠を基に、第 21 条第 1 項に規定する監査の結果
に関する報告等を決定し、これを議会、市長及び関係する執行機関等に提出する

ものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第3条 監査委員は、常に独立的かつ客観的な立場で、公正不偏の態度を保持し、信義に従い、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第4条 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められることから、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持し、及び確保するため研鑽^{さん}に努めるものとする。

2 監査委員は、その職務をこの基準にのっとり遂行するため、監査委員の事務を補助する職員に、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽^{さん}に努めさせるものとする。

(指導的役割)

第5条 監査委員は、監査等の対象となる事務が公正で合理的かつ効率的に執行されるよう指導的な役割を果たすことに重点を置いて、監査等を行うものとする。

(監査水準の確認)

第6条 監査委員は、監査等がこの基準に準拠して適切に実施されていることを、定期的に確認するものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員を適切に監督し、指導するものとする。

(監査等の種類等)

第7条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査(法第199条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。) 市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するもの
- (2) 行政監査(法第199条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。) 市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するもの

- (3) 市長からの要求監査(法第199条第6項に規定する監査をいう。以下同じ。) 市長の要求に基づき、市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するもの
- (4) 財政援助団体等監査(法第199条第7項の規定による監査をいう。以下同じ。) 市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人等、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて監査するもの
- (5) 直接請求監査(法第75条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。) 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するもの
- (6) 議会からの請求監査(法第98条第2項に規定する監査をいう。以下同じ。) 議会の請求に基づき、市の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査するもの
- (7) 金融機関の公金出納監査(法第235条の2第2項及び公企法第27条の2第1項の規定による監査をいう。以下同じ。) 監査委員が必要と認めるとき又は市長若しくは企業管理者の要求があったときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかについて監査するもの
- (8) 住民請求監査(法第242条第1項に規定する監査をいう。以下同じ。) 住民から市長、委員会若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実を証する書類を添えて監査の請求があったときに、請求に理由があるか等について監査するもの
- (9) 賠償責任監査(法第243条の2の9第3項(公企法第34条の規定において準用する場合を含む。)の規定による監査をいう。以下同じ。) 市長又は企業

管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるかについて監査するもの

(10) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項の規定による検査をいう。以下同じ。) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかについて検査するもの

(11) 内部統制評価報告書審査(法第150条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。) 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査するもの

(12) 決算審査(法第233条第2項及び公企法第30条第2項に規定する審査をいう。以下同じ。) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査するもの

(13) 基金運用状況審査(法第241条第5項に規定する審査をいう。以下同じ。) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて審査するもの

(14) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) 健全化判断比率(同項に規定する健全化判断比率をいう。以下同じ。)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査するもの

(15) 資金不足比率審査(健全化法第22条第1項に規定する審査をいう。以下同じ。) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるかについて審査するもの

2 財務監査は、定期監査(法第199条第4項に規定する監査をいう。)又は随時監査(同条第5項に規定する監査をいう。)として行うものとする。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、行うものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の4第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して、必要に応じ、報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託を受けた者に対する検査の結果について、会計管理者に対して、必要に応じ、報告を求めるものとする。

第3章 実施基準

(監査等の実施)

第9条 監査委員は、必要に応じ、監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で効果的かつ効率的に監査等を行うものとする。

- 2 前項の規定によるリスクの内容及び程度の検討は、必要に応じ、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に行うものとする。

- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(合理的な基礎の形成)

第10条 監査委員は、監査等を行うに当たり、適切な監査等の証拠を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の基本方針及び計画の策定)

第11条 監査委員は、市を取り巻く内外の諸状況、リスク、過去の監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性、重点項目等の基本方針を策定するものとする。

- 2 前項の基本方針は、状況等の変化に応じて適宜見直すものとする。

- 3 監査委員は、第1項の基本方針に基づき、監査資源を考慮した上で、監査等を効果的かつ効率的に行うことができるよう、監査等の計画を策定するものとする。

- 4 前項の監査等の計画は、年間監査計画及び実施計画に区分し、年間監査計画は毎年度当該年度の開始前に、実施計画は監査等の実施前に策定するものとする。

- 5 監査委員は、前項に規定する年間監査計画の策定に当たり、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該年度における実施予定の監査等の種類及び対象

(2) 監査等の対象別実施予定時期

(3) 前2号に掲げるもののほか、監査等を行うに当たり必要と認める事項

- 6 監査委員は、第4項に規定する実施計画の策定に当たり、次に掲げる事項を定

めるものとする。

(1) 監査等の種類

(2) 監査等の実施日程

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施手続

(6) 前各号に掲げるもののほか、監査等を行うに当たり必要と認める事項

7 前項第4号の監査等の着眼点について必要な事項は、別に定める。

(監査等の計画の変更)

第12条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象及び諸状況が変化した場合又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じ、監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の実施通知)

第13条 監査委員は、監査等を行うに当たっては、あらかじめ監査等の対象となる事務事業の範囲及び実施日程を議会、市長並びに関係する執行機関及び財政援助団体等(財政援助団体等監査の対象となる団体等をいう。以下同じ。)のうち、当該監査等の対象となるものに通知するものとする。

(監査等の手続)

第14条 監査委員は、第11条第4項の規定により策定する実施計画に基づき、監査等の手続を行うものとする。

2 監査等の手続は、試査又は精査による。

3 前項の試査又は精査は、実査、立会、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法による。

4 監査委員は、監査等の手続を行った結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合、新たな事実を発見した場合又は不正の兆候若しくは事実を発見した場合には、監査等の手続を追加して適切な監査等の証拠を更に入手するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第15条 実施すべき監査等の手続は、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で監査等の対象に係るリスクの重要度を判断し、前条第2項の試査又は

精査により得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案し、最も合理的かつ効果的となるよう、同条第3項に掲げる手法から選択の上、これを適用するものとする。

- 2 前項の規定により選択した手法で監査等の手続を行う際には、監査等の結果及び意見を決定するに足りる合理的な基礎を形成するために、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整するものとする。

(監査専門委員の選任)

第17条 監査委員は、監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

(弁明、見解等の聴取)

第18条 監査委員は、第21条第1項に規定する監査の結果に関する報告及び監査の結果に関する報告に係る勧告の決定に当たっては、別に定める場合を除き、監査の対象の事務又は事業を分掌する局等の長等に対し講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取するものとする。

(監査調書の作成及び保存)

第19条 監査委員は、監査等の基本方針、第11条第4項の規定により策定する年間監査計画及び実施計画並びにこれらに基づき行った監査等の結果及び関連する証拠を監査調書として作成し、相模原市監査委員公文書管理規程(平成26年相模原市監査委員告示第1号)に基づき適切に保存するものとする。

(情報管理)

第20条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報を外部へ流出させないように、情報管理を徹底するものとする。

- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、相模原市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規程(平成25年相模原市監査委員告示第4号)に基づき適切に取り扱うものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第21条 監査委員は、監査(第7条第1項第8号の監査を除く。)又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会、市長及び関係する執行機関等へ速やかに提出するものとする。この場合において、監査(同項第7号から第9号までの監査を除く。)の結果に基づき必要があると認めるときは、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認められる事項について勧告することができるものとする。

2 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長へ速やかに提出するものとする。

3 監査委員は、監査等の結果に関する報告等(以下「監査報告等」という。)の提出等に当たっては、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査報告等への記載事項)

第22条 監査報告等には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等がこの基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の実施日程
- (4) 監査等の対象
- (5) 監査等の着眼点
- (6) 監査等の主な実施手続
- (7) 監査等の結果
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていること並びにその組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていること並びにその組織及び運営の合理化に努

めていること。

- (3) 市長からの要求監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていること並びにその組織及び運営の合理化に努めていること。
- (4) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (5) 直接請求監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていること並びにその組織及び運営の合理化に努めていること。
- (6) 議会からの請求監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていること並びにその組織及び運営の合理化に努めていること。
- (7) 金融機関の公金出納監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。
- (8) 住民請求監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。
- (9) 賠償責任監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。
- (10) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (11) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価

報告書の評価手続及び評価結果に係る記載が相当であること。

(12) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りに
おいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であるこ
と。

(13) 基金運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査し
た限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正
確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(14) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記
載した書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であること。

(15) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載し
た書類が法令に適合し、かつ、その内容が正確であること。

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じ、重
要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査
委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を
監査等の結果に記載するとともに、必要に応じ、監査等の実施過程で明らかとな
った当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続
に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について
重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合
は、その内容を記載するものとする。

6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を行うことができず、監
査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合
は、必要に応じ、監査報告等にその内容及び理由を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第23条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 第7条第1項第1号から第6号まで及び第9号に定める監査結果

(2) 第7条第1項第8号に定める監査及び勧告

(3) 第7条第1項第11号から第15号までに定める審査意見

(4) 包括外部監査人の監査結果に関する意見

(5) 直接請求監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別

外部監査契約の締結に関する意見

- (6) 議会からの請求監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見
- (7) 市長からの要求監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見
- (8) 市長からの要求に基づく財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること及び個別外部監査契約の締結に関する意見
- (9) 住民請求監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議
- (10) 第7条第1項第8号に定める住民請求監査に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告

2 監査委員は、監査(第7条第1項第1号から第6号までに規定する監査に限る。)の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係する執行機関等へ提出し、かつ、公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第24条 監査委員は、監査報告等のうち、第7条第1項第1号から第6号まで及び第8号の監査の報告に係るものについては、次に掲げる事項を、監査委員全員(除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。)の連名で速やかに公表するものとする。包括外部監査又は個別外部監査に係る公表についても同様とする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第25条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対し、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を

公表するものとする。

- 3 監査委員は、住民請求監査に係る勧告に基づき、議会、市長又は関係する執行機関等から必要な措置を講じた旨の通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。
- 4 前2項の規定による措置に係る通知は、文書によることを求めるものとする。

(公表の方法)

第26条 監査委員が行う公表は、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年3月27日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年9月4日から施行する。